

## 令和8年度 秋田市立土崎小学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの定義と基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ・いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ・いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。
- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないことである。
- ・いじめの解消とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ①いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
  - ②いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが面談等により確認できていること。
- ・真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者・地域と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。

また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる授業づくりに取り組みます。

### (1) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

- ・授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

### (2) 児童会活動の充実

- ・年間を通して「仲間づくり・友達との付き合い方」などを意識した、子ども主体の取組を実施するとともに、校報・学年通信などにより保護者や地域の方に広く紹介します。

### (3) 体験活動の充実

- ・自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、校外学習、宿泊体験学習、修学旅行等の充実を図ります。

### (4) 「共に学び合う授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、互いに進歩や成長を実感できる振り返りなど、「共に学び合う授業」づくりを進めます。

### (5) 情報モラル教育の充実

- ・携帯電話や通信型ゲーム機、インターネット等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員および保護者の間で共通理解を図ります。また、これらを介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実させます。

## 3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

### (1) 子どもの実態把握

- ・出欠の状況、登校時や休み時間、学習中の様子などから、子どもの実態把握に努め、気になる子どもについて速やかな情報共有を図り、必要に応じた対応策を協議します。

### (2) アンケートの実施

- ・心のアンケート、ライフスタイルアンケートを実施し、子どもの実態を把握します。

### (3) 二者面談の実施

- ・各アンケート実施後に、学級担任が子ども一人一人と面談を行い、コミュニケーションを深め、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。
- ・随時学級担任が面談を行い、信頼関係を構築します。

### (4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、校長が、子どもや保護者の相談窓口となります。

### (5) わかはと委員会での情報共有

- ・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、月1回の職員会議において、気になる子どもについての情報交換を行い、全職員で共通理解を図ります。

## 4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

### (1) 対応策の検討と役割分担

- ・関係職員で協議し、学級担任だけでなく、どの教師がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決めます。

### (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

### (3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署、法務局等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。
- ・インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、企業や警察等との連携によるネットトラブル教室やスマホ・ケータイ安全教室の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。

### (4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

### (5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

## 5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA正副会長により「土崎小学校いじめ対策委員会」を組織します。

※インターネットに関わるものは情報教育主任を加える。

- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。また、インターネット上のいじめに対応できるように、必要に応じて情報教育管理委員会の協力を得て、インターネット利用、情報モラル教育に関する教職員研修を実施します。

## 6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

学校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

### (1) 学校報等による情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供し、保護者とともに考えるようにします。

### (2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

### (3) 講演会等の実施

- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

### (4) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。「いじめ対策基本方針」も掲載します。

### (5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。